

【その他の法定調書の一覧表】

(平成19年8月1日現在)

法定調書の名称	法定調書の提出を要する場合	提出期限	提出範囲
利子等の支払調書	公社債・預貯金の利子の支払、合同運用信託・公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託の収益の分配等をしたとき	平成20年1月31日 ただし、1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、支払確定日(無記名のものについては支払った日。以下同じ。)の翌月末日	支払金額が年3万円を超えるもの ただし、1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、1万円(計算期間が6か月以上1年未満のときは5千円、6か月未満のときは2千5百円)を超えるもの (注)原則として法人に支払われるものについてのみ提出を要する。
定期積金の給付補てん金等の支払調書	定期積金の給付補てん金、銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属(これに類する物品を含む。)の売戻し条件付売買の利益、外貨投資口座等の為替差益、一時払養老保険等の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金等で一定のものの支払をしたとき	平成20年1月31日 ただし、1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、支払確定日の翌月末日	1回の支払金額が10万円に配当計算期間の月数(最高12ヶ月)を乗じて12で除した金額を超えるもの
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をしたとき	支払確定日から1か月以内	1回の支払金額が10万円に配当計算期間の月数(最高12ヶ月)を乗じて12で除した金額を超えるもの
生命保険契約等の一時金の支払調書	生命保険契約等の一時金の支払をしたとき	平成20年1月31日	1回の支払金額が100万円を超えるもの
生命保険契約等の年金の支払調書	生命保険契約等の年金の支払をしたとき		支払金額が年20万円を超えるもの
非居住者等に支払われる ① 組合契約に基づく利益 ② 給与、報酬、年金及び賞金 ③ 人的役務提供事業の対価 ④ 工業所有権の使用料等 ⑤ 借入金の利子 ⑥ 不動産の使用料等 ⑦ 機械等の使用料 ⑧ 不動産の譲受けの対価の支払調書	非居住者又は外国法人に対して次の支払をしたとき ① 組合契約事業から生ずる利益 ② 給与等又は弁護士、芸能人の報酬あるいは広告宣伝のための賞金 ③ 人的役務の提供に対する対価 ④ 工業所有権、ノウハウ、著作権等の使用料又は譲受けの対価 ⑤ 業務の用に供している借入金の利子 ⑥ 不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機、採石権、租鉱権の使用料等 ⑦ 機械装置、車両、運搬具、工具、器具、備品の使用料 ⑧ 譲り受けた不動産、不動産の上に存する権利等に対する対価	平成20年1月31日 (ただし、①組合契約に基づく利益の支払調書については、利益の支払の確定した日から1か月以内)	支払金額が年50万円を超えるもの (ただし、①組合契約に基づく利益の支払調書については、1回の支払金額が3万円を超えるもの、⑧不動産の譲受けの対価の支払調書については、支払金額が100万円を超えるもの)
信託の計算書	信託を受託したとき	信託会社:事業年度終了後、1か月以内 その他の者: 平成20年1月31日	信託に関する収益の合計額が3万円(計算期間が1年未満の場合は1万5千円)を超えるもの
退職手当金等受給者別支払調書	受給者の死亡により支給する退職手当金、功労金等を支給したとき	支払日の翌月15日	支払金額が100万円を超えるもの

(注) 上記のほか、次のような法定調書があります。

- ① **所得税法上の法定調書**: 国外公社債等の利子等の支払調書、国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書、投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書(支払通知書)、配当等とみなす金額に関する支払調書(支払通知書)、匿名組合契約等の利益の分配の支払調書、損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書、損害保険契約等の年金の支払調書、保険代理報酬の支払調書、無記名割引債の償還金の支払調書、株式等の譲渡の対価の支払調書、交付金銭等の支払調書、信託受益権の譲渡の対価の支払調書、公的年金等の源泉徴収票、有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書、名義人受領の利子所得の調書、名義人受領の配当所得の調書、名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書、譲渡性預金の譲渡等に関する調書、新株予約権の行使に関する調書、株式無償割当てに関する調書
 - ② **租税特別措置法上の法定調書**: 特定新株予約権等の付与に関する調書、特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書、特定振替国債等の償還金等の支払調書、先物取引に関する調書、特定口座年間取引報告書
 - ③ **相続税法上の法定調書**: 生命保険金・共済金受取人別支払調書、損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書、信託に関する受益者別(委託者別)調書
 - ④ **内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律上の法定調書**: 国外送金等調書
- 詳しくは、最寄りの税務署(資料情報担当)へお尋ねください。

